

第2回智頭町議会定例会会議録

平成29年6月8日

(第1日)

智 頭 町 議 会

第2回智頭町議会定例会会議録

平成29年6月8日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第46号 専決処分について
- 第 5. 議案第47号 専決処分について
- 第 6. 議案第48号 専決処分について
- 第 7. 議案第49号 専決処分について
- 第 8. 議案第50号 専決処分について
- 第 9. 議案第51号 専決処分について
- 第10. 議案第52号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第3号）
- 第11. 議案第53号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12. 議案第54号 平成29年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13. 議案第55号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14. 議案第56号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15. 議案第57号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16. 議案第58号 平成29年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第17. 議案第59号 早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正について
- 第18. 議案第60号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について
- 第19. 議案第61号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第20. 議案第62号 智頭町固定資産評価員の選任について

- 第 2 1. 議案第 6 3 号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 2 2. 議案第 6 4 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 2 3. 議案第 6 5 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 2 4. 議案第 6 6 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 2 5. 議案第 6 7 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 2 6. 議案第 6 8 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 2 7. 議案第 6 9 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 2 8. 議案第 7 0 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 2 9. 議案第 7 1 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 3 0. 議案第 7 2 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 3 1. 議案第 7 3 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 3 2. 議案第 7 4 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 3 3. 議案第 7 5 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 3 4. 議案第 7 6 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 3 5. 議案第 7 7 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 3 6. 議案第 7 8 号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 3 7. 議案第 7 9 号 物品購入契約の締結について
- 第 3 8. 議案第 8 0 号 損害賠償請求事件に係る和解について
- 第 3 9. 報告第 1 号 平成 2 8 年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 4 0. 報告第 2 号 平成 2 8 年度智頭町病院事業会計予算繰越計算書について
- 第 4 1. 報告第 3 号 法人の経営状況について
- 第 4 2. 報告第 4 号 法人の経営状況について
- 第 4 3. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 4 6 号 専決処分について

- 第 5. 議案第 47 号 専決処分について
- 第 6. 議案第 48 号 専決処分について
- 第 7. 議案第 49 号 専決処分について
- 第 8. 議案第 50 号 専決処分について
- 第 9. 議案第 51 号 専決処分について
- 第 10. 議案第 52 号 平成 29 年度智頭町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 11. 議案第 53 号 平成 29 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 12. 議案第 54 号 平成 29 年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算 (第
1 号)
- 第 13. 議案第 55 号 平成 29 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 14. 議案第 56 号 平成 29 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 15. 議案第 57 号 平成 29 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第
1 号)
- 第 16. 議案第 58 号 平成 29 年度智頭町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 17. 議案第 59 号 早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正
について
- 第 18. 議案第 60 号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等
に関する条例の一部改正について
- 第 19. 議案第 61 号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第 20. 議案第 62 号 智頭町固定資産評価員の選任について
- 第 21. 議案第 63 号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 22. 議案第 64 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 23. 議案第 65 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 24. 議案第 66 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 25. 議案第 67 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 26. 議案第 68 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 27. 議案第 69 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 28. 議案第 70 号 智頭町農業委員会委員の任命について

- 第29. 議案第71号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第30. 議案第72号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第31. 議案第73号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第32. 議案第74号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第33. 議案第75号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第34. 議案第76号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第35. 議案第77号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第36. 議案第78号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第37. 議案第79号 物品購入契約の締結について
- 第38. 議案第80号 損害賠償請求事件に係る和解について
- 第39. 報告第1号 平成28年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第40. 報告第2号 平成28年度智頭町病院事業会計予算繰越計算書について
- 第41. 報告第3号 法人の経営状況について
- 第42. 報告第4号 法人の経営状況について
- 第43. 陳情について

1. 会議に出席した議員（12名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 河村 仁志 | 2番 高橋 達也 |
| 3番 大藤 克紀 | 4番 岩本 富美男 |
| 5番 中野 ゆかり | 6番 平尾 節世 |
| 7番 谷口 雅人 | 8番 岸本 眞一郎 |
| 9番 徳永 英太郎 | 10番 石谷 政輝 |
| 11番 大河原 昭洋 | 12番 酒本 敏興 |

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（17名）

- | | | | |
|---|---|--------|-------|
| 町 | 長 | 寺谷 誠一郎 | |
| 副 | 町 | 長 | 金児 英夫 |

教 育 長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者	葉 狩 一 樹
総 務 課 長	矢 部 整
総 務 課 参 事	柴 田 睦 子
企 画 課 長	酒 本 和 昌
税 務 住 民 課 長	江 口 礼 子
教 育 課 長	國 岡 厚 志
地 域 整 備 課 長	矢 部 久 美 子
山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	岡 田 光 弘
福 祉 課 長	小 谷 い ず 美
会 計 課 長	國 政 昭 子
税 務 住 民 課 参 事 兼 水 道 課 長	藤 森 啓 次
病 院 事 務 次 長	寺 谷 和 幸
農 業 委 員 会 事 務 局 長	米 本 勝 彦

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	寺 坂 英 之
書 記	大 藤 翔 太
書 記	岡 本 康 誠

開 会 午 前 1 0 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（酒本敏興） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第2回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（酒本敏興） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、河村仁志議員、2番、高橋達也議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長（酒本敏興） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間に決定しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（酒本敏興） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成29年3月分から平成29年5月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご了承ください。

次に、鳥取県町村監査委員協議会定期総会が去る4月18日に開催され、「監査機能の充実と監査体制の強化及び監査環境の充実についての決議」が採択され、当議会に送付されております。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時議会が去る5月15日に開会され、2件の議案が上程され、議案どおり可決されました。なお、議案等につきましては、議会事務局に閲覧をしていただきますようお願いいたします。

次に、今期定例会の説明員につきましては、5月30日付をもって、町長及び教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので後ほどごらんいただき、議会活動、また議員活動に資していただければと

思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第46号から日程第38．議案第80号まで 35案

日程第39．報告第1号から日程第42．報告第4号まで 4報告

一括上程

○議長（酒本敏興） 日程第4、議案第46号 専決処分についてから、日程第38、議案第80号 損害賠償請求事件に係る和解についてまでの35議案、及び日程第39、報告第1号 平成28年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第42、報告第4号 法人の経営についてまでの4報告を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 平成29年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位には大変お忙しい中ご参集いただき、まことにありがとうございます。

本定例会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第46号から議案第51号までは、専決処分についてであります。

議案第46号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第7号）につきましては、交付税及び前年度繰越金の決算に伴い、財政調整基金繰入金3,600万円を減額し、新たに財政調整基金に3,900万円を積み立てることとし、まちづくり振興基金積立金を169万5,000円、ふるさと基金積立金を41万2,000円、それぞれ増額するものです。

議案第47号 智頭町税条例等の一部改正につきましては、地方税法などの一部改正に伴い、三輪以上の軽自動車取得者に対するグリーン化特例の適用期限を平成31年度課税分まで2年間延長するなど、条文の整備を行うものです。

議案第48号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、基金残高などの状況を勘案し、安定的な国民健康保険事業の運営を維持するため、税率の見直しを行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うものです。

議案第49号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定につきましては、本年2月4日の智頭宿雪まつりで発生した、町道側溝での負傷事故に対する損害賠償について和解し、損害賠償の額を定めるものです。

議案第50号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第1号）につきましては、議案第49号で定めた損害賠償の額として15万4,000円を、また、地方創生加速化交付金の返還金715万円をそれぞれ措置するものです。

議案第51号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第2号）につきましては、障害者自立支援給付費国庫負担金の返還金など656万9,000円を措置するものです。

次に、議案第52号から議案第58号までは、補正予算についてであります。

議案第52号 平成28年度智頭町一般会計補正予算について、主なものを説明します。

まず、各費目共通して4月の人事異動による人件費の調整を行っています。総務費の一般管理費では、マイナンバー関連のシステム運用支援に要する経費を、財産管理費では、庁舎受電設備変圧器の高濃度PCB含有調査手数料を、公共施設管理事業では、この冬の大雪で破損した旧山形小学校屋根及び旧土師小学校渡り廊下屋根の修繕に要する経費をそれぞれ措置しています。

まちづくり推進費のまちづくり事務費では、東部4町合同で実施する結婚推進事業の事業費組みかえを、行政情報システム推進費では、庁舎インターネット系端末のウイルス対策システム構築委託料など、情報セキュリティ対策に要する経費を、移住定住促進事業では、地域活性化センター助成金を活用し、移住関連など本町をPRする独自イベントを東京、大阪で開催する経費を、地域情報化推進事業では、国が進める情報通信技術利活用事業に申請し、医療・介護・健康データを活用した「すこやか安心ネット」の導入経費を、また、告知端末の集中配信機器の更新に要する経費をそれぞれ措置しています。

地域活性化推進費の日本1/0村おこし運動では、地域住民が遊休施設等を活用して、地域の発展維持のための計画づくりに要する経費、空き校舎等の利活用推進事業では、旧山郷小学校グラウンド未舗装部分の整備及び案内看板設置に要する経費を、また、富沢地区振興協議会がキクラゲの選別加工施設を整備する経費を、それぞれ支援するための補助金を措置しています。

民生費の社会福祉総務費では、人件費の調整に伴う国民健康保険事業特別会計

への繰出金の減額を、障害福祉費では、障がい者グループホーム夜間世話人配置補助金を、老人福祉費では、人件費の調整に伴う介護保険特別会計への繰り出し金の減額を、隣保館運営費では、本折隣保館の外壁修繕に要する経費をそれぞれ措置しています。

子育て支援推進費では、旧諏訪保育園に開設する放課後児童クラブ駐車場用地の借地料と駐車場フェンスの修繕に要する経費を、保育園事務費では、対象児童の増に伴う通園バス補助金の増額をそれぞれ措置していますとともに、町民2名から頂戴した寄附金により、ちづ保育園に図書を購入することとしています。

児童館費では、大雪で破損した久志谷児童館屋根の修繕に要する経費を措置しています。

衛生費の環境衛生費では、火葬場改修のため休炉となることに伴い、その間は因幡霊場の使用をお願いすることとなるため、発生する使用料差額を補償する経費を、健康教育事業では、新たに県が創設した、集落等が健康寿命の延伸を目的とした健康づくりの取り組みへの支援に要する経費を、それぞれ措置しています。

農林水産業費、農業振興費の鳥獣等被害防止事業では、獣肉解体処理施設の建設に要する経費を、地域農業振興プラン支援事業では、青年就農給付金2人分を、また、農業用機械導入を支援する経費を、農地中間管理事業では、農地集積に伴う協力金をそれぞれ措置しています。

農業集落排水費では、人件費の調整に伴う農業集落排水事業特別会計への繰出金の増額を措置しています。

林業振興費の森林セラピー事業では、雪害等に伴う施設修繕料の増額を、木の宿場プロジェクト推進事業では、まきボイラー施設の耐火ブロック修繕に要する経費を、緑の産業活力創生プロジェクト事業では、智頭町森林組合が購入する高性能林業機械の経費助成を、林業事業者等支援事業では、原木シイタケ生産に必要なビニールハウス等の施設整備の助成を、また、智頭町森林組合の経営戦略を検討する経費の助成を、それぞれ措置しています。

造林事業費では、美しい森林づくり基盤整備交付金の国認証増を受けて、事業推進のため事業費の増額措置をしています。

商工費の商工振興費では、町内企業が雇用拡大を図るための新規投資経費の助成のほか、店舗改修支援及び新規創業・開業支援の件数増を見越した補助金の増を、それぞれ措置しています。観光事業では、1市6町連携事業として、外国人

観光客への積極的なPRのためのパンフレットを作成するための経費を、観光施設管理事業では、臨時修繕に要する経費を、また、塩屋出店への新規出店に伴う経費をそれぞれ措置しています。

土木費の道路新設改良費では、社会資本総合交付金補助金拡大に伴い工事請負費の増額を、下水道事業費では、人件費の調整に伴い公共下水道事業特別会計繰出金の増額を、それぞれ措置をしています。

住宅管理費では、大雪で破損した改良住宅屋根の修繕に要する経費を措置しています。

教育費の事務局費では、智頭中学校の運動会における綱引き事故の和解に伴い、弁護士への訴訟事務委託料と和解解決金を計上しています。また、免許を所持する職員が減り、マイクロバス運用に支障が生じているため、職員の中型免許取得に係る経費を措置しています。

智頭小学校教育振興費では、通級指導教室運営に要する経費を措置しています。

社会教育総務費では、県指定文化財「豊乗寺大師堂」の屋根がこの冬の大雪で破損したため、これの修繕を支援する経費を措置しています。

中央公民館費では、中央公民館事務所屋上の防水シート修繕に要する経費を措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は8,162万円であり、補正後の予算総額は60億6,049万3,000円となります。

議案第53号から議案第58号までは、特別会計及び公営企業に関する補正予算であり、主に4月の人事異動による人件費の調整を行ってまいるとともに、簡易水道事業特別会計では、県道工事に伴う支障水道管移転費を計上しています。

次に、条例案件につきまして説明します。

議案第59号 早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部を改正する条例につきましては、鳥取県町村職員退職手当組合が鳥取県町村総合事務組合に名称変更となり、組合の関係条例名が改正されたことに伴い、条文の整備を行うものです。

議案第60号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第59号と同様に、条文の整備を行うものです。

議案第61号 智頭町消防団条例の一部改正につきましては、鳥取県市町村消

防災害補償組合が解散し、事務を鳥取県町村総合事務組合が継承し、組合の関係条例が制定されたことに伴い、条文の整備を行うものです。

次に人事案件ですが、議案第62号 智頭町固定資産評価員の選任につきましては、平成29年4月1日付の人事異動に伴い、後任の江口礼子氏を選任したいので、本議会の同意を求めるものです。

議案第63号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、委員の坂本芳子氏が平成29年8月29日で任期満了となり、引き続き同氏を選任したいので、本議会の同意を求めるものです。

議案第64号から議案第77号までにつきましては、智頭町農業委員会委員の任命につき同意を求めるものですので、一括して説明をさせていただきます。これは、平成29年7月19日で智頭町農業委員会委員16人の任期が満了となり、植木克茂氏以下14名を、法律の改正に伴う委員に任命したいので、本議会の同意を求めるものです。なお、今回の改選から、農業委員会委員の定数14人となり、選任方法も公選制から市町村長による任命制へと移行しております。

次に、議案第78号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、観光協会充実事業他を、新たに追加するものです。

議案第79号 物品購入契約の締結につきましては、消防ポンプ自動車の購入について、本議会の議決を求めるものです。

議案第80号 損害賠償請求事件に係る和解につきましては、平成27年9月5日の中学校運動会で発生した綱引き事故の訴訟について和解し、解決金の額を定めるものです。

最後に、報告案件ですが、平成28年度繰越明許費繰越計算書につきましては、一般会計では地方創生推進事業ほか12事業、智頭町病院事業会計では、蒸気ボイラー更新事業の繰越状況について報告するものです。また、智頭町土地開発公社及び一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団の、平成28年度の経営状況について報告するものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（酒本敏興） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第4、議案第46号 専決処分についてから、日程第38、議

案第80号 損害賠償請求事件に係る和解についてまでの35議案、及び日程第39、報告第1号 平成28年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第42、報告第4号 法人の経営状況についてまでの4報告を、一括して補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。なお、発言時間については、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、報告案件については、質疑の終了をもって報告は終了となりますので、ご了解ください。

日程第4、議案第46号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 議案第46号 専決処分について。

次ページからの専決処分書、1ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年3月27日付で専決処分をしております。平成28年度智頭町一般会計補正予算（第7号）、歳入歳出の総額に4,110万7,000円を追加し、それぞれ70億4,139万8,000円とするものであります。

7ページをごらんいただきたいと思います。まちづくり振興基金積立金に169万5,000円を、財政調整基金積立金に3,900万円を、ふるさと基金積立金に41万2,000円をそれぞれ措置しております。

財源としましては6ページのとおり、地方交付税繰越金をもって措置するとともに、財政調整基金の繰入金を3,600万円減額しております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第47号 専決処分についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 失礼します。それでは、議案1ページ及び2ページをごらんください。

議案第47号 専決処分について。

これは、智頭町税条例の一部を改正することについて、平成29年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

それでは、議案説明資料概要の1ページをごらんください。また、議案につきましては3ページからであります。

この改正は、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。まず、議案3ページの第33条は、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したものです。

次に、4ページの第48条から7ページの第50条は、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定を整備したものです。

8ページの第61条は、震災等により滅失等した償却資産等に対する固定資産税の、課税標準の特例について規定したものです。

9ページの第61条の2は、わがまち特例、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育等の減免割合を規定したもので、保育の受け皿整備の促進のため、企業指導型保育事業の要に供する固定資産税に特例措置を講じるものです。

第63条の2は、居宅用超高層建物に係る税額の案分方法について現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定したものです。

第63条の3と、11ページの第74条の2は、被災市街地復興推進地域に定められた場合に、震災等発生を4年度分に限り特例を適用する規定です。

13ページの附則第10条の2第7項は、わがまち特例で電気事業法に掲げる一般送配電事業者等が、災害対策基本法に定める緊急輸送道路の地下に埋設するために新設した地下ケーブル等を総務省令で定める設備に対して、課税する固定資産税の課税標準額を課税されることとなった年度から4年度、3分の2とする規定です。

16ページの附則第16条ですけれども、グリーン化特例の適用期限が2年延長されたことに合わせまして、平成29年4月1日から平成30年3月31日の間に、初めて車両番号の指定を受けた一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、その環境性能に応じて30年度分に限り軽減、また同じく平成30年

4月1日から平成31年3月31日の間に、初めて車両番号の指定を受けた軽自動車について、平成31年度分に限り軽減を行うことなど、所要の規定を整備するものであります。

22ページ、第2条ですけれども、附則第10条の2はわがまち特例で、農地中間管理機構が取得した土地で総務省令が定めるもののうち、農地中間管理権の存続が10年以上のものに対して課する固定資産税の課税標準を、課税されることとなった年度から3年度分2分の1とする規定です。

同じく22ページ、第3条は、規定の整備です。

その他につきましては、地方税法の改正に伴いまして所要の規定の整備を行うものです。

以上です。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第48号 専決処分についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 失礼します。それでは、議案26ページ及び27ページをごらんください。

議案第48号 専決処分について。

これは、智頭町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、平成29年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

それでは、議案説明資料概要の2ページをごらんください。また、議案につきましては、28ページからであります。

この改正は、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行ったものであり、また基金残高の減少などの影響を勘案しまして、安定的な国民健康保険事業の運営を維持するため、国民健康保険税の税率改正を行ったものであります。

まず、法施行令改正に伴うものにつきましては、低所得世帯の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対

象となる世帯の、軽減判定所得の引き上げを行うものであります。

次に、国民健康保険税の税率改正につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額、それぞれに係ります所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額をそれぞれ引き上げるものであります。

また、税率改正につきましては、国民健康保険税の7割軽減、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の被保険者均等割額、世帯別均等割額からそれぞれ減額する額の改正を行うものであります。

なお、施行期日は平成29年4月1日であります。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第49号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部地域整備課長。

○地域整備課長（矢部久美子） それでは議案書34、35ページをごらんいただきたいと思います。

議案第49号 専決処分について。

これは、平成29年4月18日付で専決処分をいたしております。損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。これは、本年2月4日智頭宿雪まつり開催中に発生した法律上、町の義務に属する負傷事故による損害賠償について、次のとおり和解し損害賠償の額を決定したことについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1. 和解の相手方。鳥取県八頭郡智頭町大字大屋344番地3、熊谷善一郎さん、負傷者は熊谷有紗さんで、その保護者となります。

2. 和解の要旨。町は損害賠償金15万3,036円を支払うものとする。

3. 事故の概要。（1）事故発生日、平成29年2月4日。（2）事故発生場所、智頭町大字智頭地内。（3）事故の状況、熊谷有紗さんが友人2人と智頭宿雪まつりに参加し散策していたところ、午後7時30分ごろ、町道側溝に設置されているグレーチングの10センチのすき間に左下腿を落とし、7針縫う負

傷を負ったものであります。なお、相手方の4月11日の通院を最終に、治癒されたとの診断がなされ、示談が成立しております。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） この損害賠償金の中には、これは治療費も含まれているというような解釈でよろしいのでしょうか。この和解金の内容については、どのようなものなのでしょうか。

○議長（酒本敏興） 矢部地域整備課長。

○地域整備課長（矢部久美子） 治療費と通院費、診断書料の一切を含んでおります。

○議長（酒本敏興） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第50号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 議案第50号 専決処分についてでございます。

次のページをごらんいただきたいと思えます。

平成29年4月18日付で専決処分をしております。平成29年度智頭町一般会計補正予算（第1号）。

歳入・歳出の予算の総額に、730万4,000円を追加し、それぞれ59億7,230万4,000円とするものでございます。

それでは、7ページをごらんいただきたいと思えます。

先ほど、議案第49号で説明のありました、町道側溝での負傷事故の損害賠償金として15万4,000円を、また、実績により確定しました地方創生加速化交付金について、概算払いとの差額を返還金として715万円措置しております。

財源としましては、6ページのとおり繰越金及び雑入をもって措置しております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第51号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 議案第51号 専決処分についてであります。

ページをめくっていただきたいと思います。

平成29年5月18日付で専決処分をしております。平成29年度智頭町一般会計補正予算（第2号）。

歳入歳出の総額に656万9,000円を追加し、それぞれ59億7,887万3,000円としております。

7ページをごらんいただきたいと思います。

これも、実績により確定しました障害者自立支援給付費等国庫負担金などについて、概算払い額との差額を返還金として合計656万9,000円措置しております。

財源としましては、6ページのとおり繰越金をもって措置しております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第52号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、補正予算書1ページをごらんください。

議案第52号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出の総額に8,162万円を増額し、それぞれ60億6,049万3,000円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、別に配付しております平成29年度6月補正予算概要、及びこの補正予算書により説明させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。なお、概要の左側のページの数字は補正予算書のページ数でございます。先ほど町長の提案理由と重複して説明をすることもあります、ご容赦いただきたいと思います。

まず、概要1ページ、補正予算書では12ページの議会費ですが、4月の人事異動に伴います人件費の調整をしております。

同じく予算書12ページからは総務費ですが、概要1ページ、予算書の12ページから13ページの一般管理費につきましては、これも人件費の調整のほか、マイナンバー関連システム運用支援委託料、また地域おこし協力隊の公務災害等補償費を、同じく13ページの財産管理費では、庁舎受電設備の変圧器に高濃度PCB含有の可能性があるためこれを調査する手数料を、また水防倉庫消防設備保守点検委託料、公共施設管理事業ではこの冬の大雪により破損した、旧土師小学校渡り廊下屋根及び旧山形小学校屋根の修繕料、また旧山郷小学校のAEDのリース料を措置しております。

同じく13ページの文書広報費では、行政上データベースiJAMPの使用料を措置しております。

次に、13ページから14ページ、まちづくり推進費のまちづくり事務費につきましては、これも人件費の調整のほか、東部4町が合同で実施する結婚推進事業の事業費組みかえを、また鳥取県地域振興対策協議会負担金の増額を、行政情報システム推進費では、庁舎インターネット端末ウイルス対策システム構築委託料を、またLGWAN専用プリンタ購入など情報セキュリティ対策に要する経費を、移住定住促進事業では臨時職員通勤手当の増額のほか、地域活性化助成金の交付を受けまして、智頭町単独でのPRイベントを開催する経費を、地域情報化推進事業では総務省の情報通信技術活用事業補助金によりまして、医療、介護、健康データを活用した健康増進による疾病予防につなげるための「すこやか安心ネット」を構築する委託料を、また光電話集中配信サーバの更新経費を、地方創生推進事業では昨年度取得しました、育みの郷拠点施設の建物共済保険料をそれぞれ措置しております。

補正予算 14 ページの交通安全対策事業では、新任の交通安全指導員被服の購入経費を措置しております。

補正予算書は 15 ページです。

地域活性化推進費の日本 1 / 0 村おこし運動では、臨時職員通勤手当の増額のほか、地域住民が遊休施設等を活用した地域の発展維持のための計画づくりを支援する、みんなで取り組む中山間地域計画づくり支援事業費補助金を、空き校舎等利活用推進事業では、旧山郷小学校のグラウンド整備と案内看板設置、それから旧富沢小学校でのキクラゲ加工施設新築を支援する経費をそれぞれ措置しております。

同じく 15 ページの税務総務費は人件費の調整を行っております。

補正予算書 16 ページ、戸籍住民基本台帳費も人件費の調整であります。また、智頭町議会議員選挙費では、はがき単価の改定に伴いまして、入場券郵送料及び選挙運動用はがき交付金の増額を措置しております。

また、16 ページから 17 ページの統計調査総務費は、人件費の調整であります。

17 ページの社会福祉総務費では人件費の調整のほか、国民健康保険事業特別会計の人件費調整に伴う繰出金の減額のほか、17 ページから 18 ページにかけての国民年金費も人件費の調整であります。

補正予算書 18 ページ、障害福祉費につきましては、障害者グループホーム夜間世話人配置事業補助金を、また障害者歯科診療所運営支援事業補助金を措置しております。概要は 2 ページとなりますが、生活支援事業では後見人報償費を、後見人等助成事業補助金に組みかえております。概要は 2 ページとなります。補正予算書は 18 ページの老人福祉費、老人介護保険特別会計繰出金につきましては、人件費の調整による減額措置を、同和対策費でも人件費の調整を行っております。

補正予算書は 19 ページです。社会福祉施設費の隣保館運営費では人件費の調整を行うとともに、臨時職員通勤手当の増、また外壁の修繕に要する経費を措置しております。なお、隣保館運営費及び隣保館デイサービス事業では、県補助金の減額に伴いまして財源更正措置を行っております。

補正予算書同じく 19 ページの子育て推進費です。子育て推進事務は人件費の調整を、子育て支援センターでは人件費の調整のほか臨時職員通勤手当の増、放

課後児童クラブでは新たに駐車場の借地料を、また駐車場フェンスの修繕に要する経費をそれぞれ措置しております。

補正予算書19ページから20ページの保育園費につきましては、保育園事務費で人件費の調整を行うほか、対象者の増に伴いまして市瀬方面の通園バス補助金の増額を、ちづ保育園事務費では人件費の調整のほか、建物共済保険料の増、また町民からの寄附金によりまして図書を購入する経費をそれぞれ措置しております。

補正予算書20ページから21ページの児童館費では、人件費の調整のほか、この冬の大雪により破損しました久志谷児童館屋根雪持ちの修繕に要する経費を措置しております。

同じく21ページの生活保護総務費では、人件費の調整のほか、レセプト点検について委託料から負担金に組みかえを行っております。また、生活困窮者自立相談支援事業で国庫補助金の減額に伴う財源更正措置を行っております。

補正予算書22ページの保健衛生総務費では人件費の調整のほか、休日救急歯科診療所負担金の障がい者診療分について、障害者福祉費に組みかえたことに伴いまして減額措置をしております。

同じく22ページ的环境衛生費の火葬場管理事業では、火葬炉の修繕のための休炉に伴います因幡霊場との使用料差額補償を措置しております。

同じく22ページの健康増進事業費では、新たに県が創設しました集落等で行う運動による健康づくりの取り組みを支援する、健康づくり鳥取モデル事業補助金を健康教育事業に計上しております。保健師設置費につきましては人件費の調整でございます。

補正予算書23ページの農業委員会も人件費の調整です。農業総務費につきましては人件費の調整のほか、職員被服の整備に係る消耗品費及び備品購入費を措置しております。

ここから概要は3ページとなります。補正予算書は24ページの農業振興費です。

鳥獣等被害防止事業では、獣肉解体処理施設建設に要する経費を支援する中山間地域コミュニティ支援事業補助金を、地域農業振興プラン支援事業では青年就農給付金2人分を、就農条件整備事業補助金1人分、中山間地域を支える水田農業支援事業補助金1人分を、農地中間管理事業では5人分の機構集積協力金をそ

れぞれ措置しております。

また、地籍調査費では人件費の調整を、農業集落排水費では農業集落排水事業特別会計の人件費調整に伴います繰出金の増額を行っております。

25ページの林業総務費は人件費の調整であります。

25ページから26ページにかけての林業振興費では、林業総務費で人件費の調整を、森林セラピー事業では施設修繕料の増額を、木の宿場プロジェクト推進事業では、まきボイラー施設耐火ブロックの修繕に要する経費を、緑の産業活力創生プロジェクト事業では、智頭町森林組合が購入します高性能林業機械の経費助成を、智頭町まるごと民泊事業では自動車リース料の増額を、林業事業体等支援事業では臨時職員通勤手当の増額を、また地域おこし協力隊事業費の組みかえを行うとともに、原木シイタケ生産に必要な施設整備助成と、智頭町森林組合の経営戦略を検討する事業への助成をそれぞれ措置しております。

補正予算書は26ページでございます。造林事業の町有林造林事業では人件費の調整であります。美しい森林づくり基盤整備事業では、国庫補助金の割り当て内示増に伴いまして事業費の増額措置をしております。

同じく26ページの商工振興費では、町内企業が雇用拡大を図るための新規設備投資経費の助成のほか、店舗改修補助金及び新規創業開発支援事業補助金の増額を、また県補助金の減額に伴います財源更正をそれぞれ措置しております。

補正予算書は27ページの観光費ですが、観光事業でインバウンド用パンフレットを作成する経費を、観光施設管理事業では施設修繕料の増額を、また塩屋出店への新規出店に伴いまして、冷凍冷蔵庫のリース料をそれぞれ措置しております。

同じく27ページの土木総務費は、人件費の調整を行っております。28ページの道路新設改良費では、補助額の拡大によりまして社会資本整備総合交付金事業の、三田中田線道路照明新設など事業費の増額措置を、都市計画総務費では愛宕公園水道ポンプの支障となります流木の伐採に要する経費を、下水道事業費につきましても、人件費の調整に伴う下水道事業特別会計繰出金の増額をそれぞれ措置しております。

概要は4ページとなります。補正予算書は28ページです。

住宅管理費、町営住宅管理事業ではこの冬の大雪で被害のあった沖代改良住宅屋根の修繕経費を計上しております。これに伴いまして、公共施設整備基金積立

金の減額措置をしております。

消防施設費では、更新する消防自動車の登録に伴います諸費用を、防災費では防災行政無線を運用するための三級陸上無線技士講習受講料をそれぞれ措置しております。

補正予算書29ページの事務局費につきましては、人件費の調整のほか、中学校運動会綱引き事故訴訟の和解に伴う弁護士委託料及び解決金を、マイクロバス管理事業では中型免許の講習料をそれぞれ計上しております。

補正予算書30ページの小学校費の教育振興費では、学力向上推進プロジェクト事業で英会話教室の参加児童数が増加しておりますので、これに伴いまして損害保険料の増額を、智頭小学校教育振興事業では小学校費の増額をしております。通級指導教室のための消耗品費及び備品を購入する経費を、また中学校管理事業では印刷機のリース費をそれぞれ措置しております。

補正予算書30ページから31ページでございますが、社会教育総務費では人件費の調整のほか、文化財保護事業で県指定文化財豊乗寺大師堂屋根修繕を支援する経費を、遺跡発掘事業では臨時職員通勤手当の増額をそれぞれ措置しております。

同じく31ページの中央公民館費では、人件費の調整のほか、中央公民館事務室屋上の防水修繕に要する経費を計上しております。

図書館費につきましては人件費の調整であります。

補正予算書32ページの学校給食費も人件費の調整であります。体育施設費につきましては、町民運動場の受電設備に高濃度PCB含有の可能性があるため、これを調査するための経費を、また温水プールAEDのリース費をそれぞれ計上しております。

歳入につきましては、2ページのとおりでございますが、それぞれ国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債をもって措置しております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は歳入と歳出の款ごと、議会費から総務費、民生費から農林水産業費、商工費から教育費及び債務負担行為補正から地方債補正の4区分に分けて行います。

まず、歳出の議会費から総務費の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 13ページ、財産管理費、旧山形小学校の屋根の修繕と
いうことですが、木工教室の屋根も傷んでおります。この木工教室の屋根の修繕
もこの予算内に入っているのでしょうか。

○議長（酒本敏興） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 査定の中では、大屋根ということでの要求でございま
したので、そちらの経費と理解しております。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 木工室の屋根も大分壊れてますので、まずは見ていただ
きたいと思います。

○議長（酒本敏興） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 担当の課のほうに問い合わせてみます。

○議長（酒本敏興） そのほかありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 13ページの移住定住促進事業で、ここの町長の提案理
由書の中の、地域活性化センター助成金というのがありますが、これの性質的な
ものを教えていただけませんか。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） お答えします。地域活性化センターの助成金というこ
とで、全国の自治体が独自に移住定住のPRを行う際に係る経費を助成する経費
になっております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 町がこういう活性化センターというものを設けていて、
そこに国からかどこからかこの補助が出てくるというものですか。その活性化
センターという、どういうところにあるものですか、これは。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 国の外郭団体として、地域活性化センターというもの
がございまして。そこからの資金を全国の自治体が活用して、さまざまな事業を行

っているということです。

以上です。

○議長（酒本敏興） 引き続きの質問ありますか。よろしいですか。

そのほかありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 同じく国が進めるこの情報通信技術利活用事業の中の、すこやか安心ネット、これも町長の説明資料で、医療介護の健康データを活用したという仕組みになっているんですが、例えば町がどのようにこれが利活用できるような仕組みになっているんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 国が勧めます地域 I o T 実装推進ロードマップというものがございます。これは国が I o T を活用した活性化を推進するというものなんですけども、その中で医療・介護・健康データ利活用モデルというものがございます。その1つとして、ポケットカルテというものがございまして、その1枚のカード、というよりも、例えば家にいながらにして医療情報とか薬の情報とかを一元管理できるようなシステムがあるということです。

そういったものを智頭町内で試験的に活用するような、世帯数を選んで実装実験に向かった試験的な、パイロット的なものを行うということを考えております。ですので、医療情報、例えば智頭病院との連携がこれから必要にはなってくるとは思うんですけども、そういった情報ですとか、今実際に動いているのが薬とかの関係で、どんな薬を飲んでいるかというようなことが家庭にいて、テレビの中でそういったものが可視化できるというような事業となっております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） これは町民全部ということじゃなくて、何人か選んでその人がカードを持ってて、そのカードでいろんなデータを収集して、また個人自体がそのデータを自分で閲覧できるというか、そういう仕組みということなんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） そのとおりでございまして、最初から全ての世帯にできるというわけではございませんので、まず先ほど申しましたように試験的に何

世帯か選びまして実験的に行っていくと。カードですね、そういった薬情報とかが一元化できるという、一元化できて可視化できるということで理解していただければと思います。

以上です。

○議長（酒本敏興） よろしいですか。

5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） すこやか安心ネットの件ですけれども、これは試験的ということですが、このすこやかネットが対応できる医療機関というのはどこなんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） まだ医療機関としてはございません。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 智頭病院ということではないんですか。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 智頭病院を想定しておりますけれども、まだ病院との連携ができておりませんので、まずはインフラ整備を行うということが今回の事業でございます。それを進めながら、智頭病院との連携を進めていくということになっています。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 智頭病院及び診療所及び町内には民間の開業医もありますし、調剤薬局もあります。ですから、町内のそのような医療関係機関ですね、こちらも視野に入れて検討していただかないと、うまく連携ができにくいと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） ご指摘のとおりだというふうに思っております。将来的には市立病院等、県立中央病院とを含めたところの拡大をできればというふうには思っておりますけれども、まずは町内の医療機関、主に智頭病院との連携ということで進めていきたいというふうに考えています。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 県立中央病院及び市立という言葉も出ましたが、今現在で鳥取県東部の医療機関でこの安心ネットを進めているところはあるんでしょうか。

か。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） ございません。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 今はないとしても、方向性というのはどのようになっているのかを教えてください。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） これはあくまで、国が進める地域IoT実装ロードマップに従ってやっておりますので、国のほうとしても地方創生のKPIとして挙げております。ですので、今後全国に拡大するという可能性は非常にありますので、まずは中山間地域におけるパイロット的なものとして、智頭町が向かうということでご理解いただければと思います。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 既に市単位でも進めている市があります。大きな市なんですけれども、やはり智頭町がするのであれば、鳥取県東部と連携しながら進めていくという方向でなければ、進まないと思うんですよね。まずは、試験的にということではありますが、智頭町が率先してほかの町村及び県も誘導していくくらいの勢いではないと、これはちょっと町単独だけの実験では有効的ではないと思います。そこのところいかがでしょう。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 智頭町から発信して、こういった中山間地域の活用として全国に広がっていくような気持ちで向かっていきたいと思います。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

思いはいいんですけれども、質疑の時間ですので質疑をしていただきたいと思います。

○5番（中野ゆかり） 導入するに当たっては、今後の機械の保守点検ということも経費が出てくると思います。なので、進めるに当たりましては今後の年間かかっていく保守点検の件も考えながら進めていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） その意気込みでいきたいと思います。

○議長（酒本敏興） そのほかありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 15ページの1/0の村おこし運動の、みんなで取り組む中山間地域計画づくり、これは内容はどのような計画づくりというものなんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 今、皆さんご存じのように、地区ゼロイチということで活動されている状況ではあるんですけども、10年間終わって自主的な運営をしていかないといけないということが出てきております。そういった中で、10年間終わった後も自主経営ができるような計画書というものをつくらないと、方向性といいますか、そういった指針がないと、なかなか活動できないのかなというふうに考えております。

そういった中で、各地区振がこういう計画を立てたいということであれば、こういった事業を活用して、県の補助金もありますので、こういった事業を活用して長期的なビジョン、計画をつくって実行していくというような事業になっております。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） この地区という人の想定は、小学校単位、地区振興協議会ということでしょうか。その集落単位ではないという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 予算化をするに当たっては、地区振興協議会を対象として考えております。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 1つの振興協議会単位で、1カ所でどのくらいの金額は出るのでしょうか。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 1地区150万、2地区で300万です。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 15ページの地域活性化推進費、空き校舎利活用等実践

補助金ですが、キクラゲの選別加工施設を整備するための経費ということで約1,200万ということですが、どこにどのような規模の施設をつくろうとされているのかお聞かせください。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 今現在ありますキクラゲの栽培している隣の空き地に建設するということになっております。今現在選別作業をしておりますのが、古い校舎を使っておりまして、雨漏り等があるということで地区からの要望もあり、今回予算化しております。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 智頭町空き校舎等活用実践事業補助金というものの交付要綱を見ますと、この補助率というのは定額ということになっておりまして、限度額の上限も交付率も定められてはいないわけです。ですから、提示された金額を言えば100%交付することも可能なんですけど、このたびは補助率というのは何%になっているのでしょうか。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 100%になってます。従前から空き校舎を活用し、地区の発展のためには知恵を出していただくということで、知恵を出していただいて、町のほうは経済的な支援をするという方向でずっときておりましたので、その方向性を引き続き実行していきたいというふうに考えております。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） その考え方というのは賛同できますが、キクラゲの栽培及び販売もされているわけですし、利益が得られる事業体であります。それで、自己努力、自己資金というのもやはり必要なのではないかなと思うのですが、100%補助金を出すということの考え方を再度もう一度、この事業に対しての考え方を教えてください。

○議長（酒本敏興） ちょっと待ってください。質問だけに答えてください。中身についての質問も入ってますので、端的に答えをお願いいたします。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 今までの補助体制を踏襲していきたいというふうに考えております。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 昨年、智頭町まちづくり支援事業で約1,300万の補助を行い、このキクラゲの栽培事業が開始されました。その後の運営状況というのを全然、関係議員は知ってるかもしれませんが、関係してない議員は知らないわけです。それで、どのような運営状況なのか、また組織体制はどのようなになっているのか、建設場所というものの図面とか経営計画はどうなっているのかというようなことを、今定例会中に資料としていただくわけにはいかないでしょうか。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 富沢地区振に確認をして、お答えしたいと思います。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 去年もことしも1,000万クラスの補助金を出しているわけですから、そこら辺の経営計画はどうなってるのかというようなことを、知る義務は議員にはあるかと思います。そのところを考慮していただき、ぜひともその資料は提出していただきたいと思います。

○議長（酒本敏興） よろしいですか。質問ですか。

○5番（中野ゆかり） 提出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） そういうことであれば、富沢に限らず各地区振興協議会の運営状況、運営体制というものも必要になってくると思いますので、そういったことも確認をしていきたいというようには思います。

○議長（酒本敏興） よろしいですか。

そのほかありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 同じく、そのキクラゲの施設についてですが、これまで古い校舎でやってたが、雨漏りをするのでという今お話があったんですが、もう既にこれは乾燥施設というのは持っているという認識でよろしいですね。まず、そこはどうでしょうか。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 有しております。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 今回の事業費というのは、新たに外にこの乾燥施設、選

別施設を建てる建物の費用だという、そういうとらえ方でよろしいでしょうか。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） はい、そのようにとらえていただいていたと思います。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 本来ならこの空き校舎利活用という建前なんで、それを別途に外に新しいものを建てるということと、そこら辺の少し整合性が理解つかないんで、あくまでも古い建物利活用するのに補助金を出すということであればちょっとわかるような気はするんですけど、今回その新規にするということの空き校舎利活用ということとの関連性というのはどのように。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 空き校舎等というふうになっておりますので、土地も含めたところで幅広いところでこちらのほうは判断しております。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） これは富沢に限らず、ほかの振興協議会等でもこの空き校舎等を活用すれば、外に新しい施設もできる、ほぼ100%町費でやっていただけるといような、今の説明ではとらえ方をするんですが、それで間違いないでしょうか。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） できる限り、予算的なこともありますので、できる限り100%に近い状態で応援したいというふうに考えております。

○議長（酒本敏興） 質疑の時間でありませけれども、少し質疑の仕方について、私のほうから見解を述べさせていただきます。

質疑は質問していただくということは当然であります。ただ、自己の意見を述べるということにつきましては制限があります。討論の段階で述べるような質疑ということではできませんので、ここは質問は質問と。おかしくても、その質問を正すということに徹底をしていただきたいと、こういうように思います。

中身につきましては、思いはよくわかりますので、そこをとめるわけにはいきませんので、全般的にやはり議員として質疑は質疑、一般質問はそうじゃないんですけども、ひとつそういうようなところをわきまえてのご発言をお願いしたいと思います。

それでは、そのほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

次に、民生費から農林水産業費の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

7番、谷口雅人議員。

○7番(谷口雅人) 19ページ、子育て推進費の14番、この件についての契約内容をお願いします。

○議長(酒本敏興) 國岡教育課長。

○教育課長(國岡厚志) 契約内容というものをどの部分なのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

○議長(酒本敏興) 7番、谷口雅人議員。

○7番(谷口雅人) 契約というか、契約に基づいてこれが支出されることだと認識しますので、基準になっておりますのはどういう内容かということです。

○議長(酒本敏興) 國岡教育課長。

○教育課長(國岡厚志) 借地料につきましては、まだ契約はしておりません。予定をしていますのは、旧諏訪保育園の裏の民地であります。以前諏訪保育園で借地をしておりました、駐車場部分として使っておりました約半分を予定をしているものでございます。

○議長(酒本敏興) 7番、谷口雅人議員。

○7番(谷口雅人) これは、そうしますと継続的に借りるということが前提ですね。

○議長(酒本敏興) 國岡教育課長。

○教育課長(國岡厚志) 今現在、旧諏訪保育園を放課後児童クラブとして改修をする予定にしております。放課後児童クラブで使用する期間は継続的に借地をするものでございます。

○議長(酒本敏興) 7番、谷口雅人議員。

○7番(谷口雅人) 用地は既に1,000万強、町は支出しているはずだというふうに認識しております。購入ということを前提にされる考えはありませんか。

○議長(酒本敏興) 國岡教育課長。

○教育課長(國岡厚志) いろいろ購入とかも検討しましたが、旧諏訪保育園の園庭を改修して駐車場とすることも検討しましたが、かなり費用がかかりますの

で当面の間借地として予定をしております。

○議長（酒本敏興） 7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） 現況はそこが間違いなく駐車場として利用されたら、それに代替する用地というのは近隣にはないと認識しております。そういったことも含めて将来的なことを考えますと、ここの部分というのはしっかりと検証されて、該当所有者に対する交渉というのをしっかりとされて、将来的な負担の抑制ということは図るべきであると考えますが、そのあたりのことも含めて。

○議長（酒本敏興） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 今後検討課題とさせていただきます。

○議長（酒本敏興） そのほかありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 林業事業体等支援事業の中で、ここの概要説明では「鳥取茸王」補助金、多分これがシイタケの栽培施設だと思うんですが、現在智頭町では宇波でこういう高級なシイタケを栽培している方がいらっしゃるんですが、今回のこの補助事業というのは、そういう方にもっと生産をしていただこうという、この補助金なのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 今回のこの事業につきましては、芦津集落が一丸となって原木シイタケの生産に取り組もうということで、県の事業を活用しながらビニールハウスと、それから散水施設の設置に対して支援を行うものでございます。高齢者福祉の視点も取り入れながら、芦津集落の活性化の一路にしようというものでございます。

以上です。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 今回当初予算のほうで地域協力隊の方を1名雇用して、このシイタケの栽培にというような説明を受けてましたが、この方はこういうシイタケ栽培の技術とかノウハウというのは持ってる方なんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） これまで、シイタケ栽培の経験はございません。ただ、今現在日本きのこセンターと連携しながら、きのこセンターの先生に教えていただいたり、それから県の講座を受講したり、芦津のメンバーと一緒になっ

て技術の習得、研さんに取り組んでいるといった状況でございます。

以上です。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 最初からゼロの方にこういう施設というよりも、ある程度そういう技術取得のためにまず支援する、地元でそういう実際に高級なシイタケを栽培している方がいるので、そういう方のところに行って、ある程度習ってから地元で、当然芦津集落の方に教えていくという役割も持っているでしょうから。そこら辺が何か仕組みとして、いきなりぼんと施設を与えられて成果が上がるのかなという、若干疑問がありますので。

○議長（酒本敏興） 質問は何ですか。質問をしてください。

○8番（岸本眞一郎） そういう疑問がありますので、もっと手順を踏んで、技術取得、そういうものの補助というのがいいのではないかと、そこら辺どうでしょうか。

○議長（酒本敏興） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 先ほど少し申し上げましたように、日本きのこセンターの全面的なバックアップをいただいております。それから加えて、先ほど議員のおっしゃられた宇波の生産者の方にも、ぜひ先生として指導いただくような体制を今後取っていきたいというように思っていますが、いずれにしても日本きのこセンターの指導員と綿密に連絡をとり合いながら、今現在技術の習得に努めているといったような状況でございます。

以上です。

○議長（酒本敏興） 暫時休憩します。

休 憩 午前11時50分

再 開 午前11時51分

○議長（酒本敏興） 今、休憩の中で議運の運営上の問題で指摘を受けました。従来から慣行で大体3回ぐらいで質疑をしようという慣例できておったということとあります。

私のほうもできれば質問していただきたいというぐあいには思いますけれども、何か意見を述べるというような時間も相当あるようでございますので、端的に質問をしていただいて、執行部のほうから回答を求めると。そこで、いろんなことが出てくるのは、また委員会とかあるいはそのほかのほうで質疑応答という格好

でも結構だと思いますけれども、ひとつそういうような慣例を踏襲したいと、こういうように思いますのでご協力をお願いいたします。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎）　　ここも用地というものは、どういうところに建設される予定でしょうか。

○議長（酒本敏興）　　山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本　進）　　今回ハウスを2棟建設しますが、個人の所有の土地でございます。

○議長（酒本敏興）　　そのほかありませんか。

5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり）　　22ページの健康増進事業、健康づくり鳥取モデル事業なんです、これは具体的にどのようなことを考えているのかお聞かせください。

○議長（酒本敏興）　　小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美）　　これは県の健康づくり鳥取県モデル事業という事業がありまして、その事業です。

○議長（酒本敏興）　　5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり）　　具体的に、例えばいきいき100歳体操を今やっていますが、また別に体操に関して何かするんだとか、具体的なものをお聞かせ願えたらと思ったんですが。

○議長（酒本敏興）　　小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美）　　済みません。これは住民団体に対して新たな健康づくりの取り組み、体操等の新たな取り組みをされるところに対しての事業となっております。

体操の種類につきましては、どんなものでも新たな取り組みであればいいというふうなことになっております。県のほうでは事業の最初と最後に、県が行う事業の体力測定で評価を行うというふうなこととか、週に1回以上の取り組みをしてほしい等の要望もありまして、まだ県のほうでは要綱を作成中というふうなことですが、そういうふうな事業となっております。

○議長（酒本敏興）　　よろしいですか。

ほかにありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 商工振興費の中の企業立地促進事業補助金が増になっているんですが。

○議長（酒本敏興） 商工はまだです。

ほかにありませんか。

9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 時間がないのでやめようかと思ったんですけども、獣肉解体処理施設が建設とありまして、新たに建設するのか、既存施設を利用するのか、そこらあたりと、どこにというふうなことがわかりましたら。

○議長（酒本敏興） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） この解体処理施設につきまして、地元説明を今月の中旬以降にするという段取りにさせていただきます。それまではどこに設置するかといったようなことは、答弁は控えさせていただきたいと思います。個人での経営でして、新たに建てるということでございます。

以上です。

○議長（酒本敏興） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、商工費から教育費の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） この商工振興費の中の企業立地促進補助金ですね、これが増の予定になっているんですが、これは新たに企業が進出してくるというような状況なのか、それを見越したということはある程度当てがってやるのか、そこら辺の状況どうでしょう。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 今回の企業立地の補助金は、富沢を対象にしております。固定資産投資をされるというふうになっておりますし、雇用も半年以上経過しているということからの予算となっております。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 具体的などという事業をやるのか、富沢で、そこらにち

よっと聞きにくかったので再度済みません。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 設備投資です。

○議長（酒本敏興） そのほかありませんか。

9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 町長の提案理由の説明の中で、小学校教育振興費になるんですけども、通級指導教室という言葉が出てきました。これのわかりやすい説明をお願いします。

○議長（酒本敏興） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 通級指導教室ですが、特別支援教室に通うほどではありませんが、特別な支援を要する児童に対して行うものでございます。

○議長（酒本敏興） 9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 特別支援を要するほどではないけども、支援を要する子どもが現実にいるというふうな理解でよろしいですか。

○議長（酒本敏興） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 特別支援教室に入級するものではありませんが、時間的に例えば国語であるとか、算数であるとか、そういった時間を限って指導するものでございます。対象者は13名でございます。

○議長（酒本敏興） よろしいですか。

ほかにありませんか。

5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 31ページの中央公民館費、修繕料ですが現場を見させていただきました。かなり防水シートが劣化しているという現場を見ております。雨漏りをしているというのもわかります。しかしながら、中央公民館は築約50年たっていますし、防水シートをするというのではなく、もうちょっと安い値段で屋根をふくとか、工事の手法というのは検討はされたでしょうか。

○議長（酒本敏興） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） いろいろ検討はしましたが、今現在一番経費がかからないのが、現在予算計上しているものでございます。

○議長（酒本敏興） よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為補正から地方債補正の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

次に、歳入を一括して質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11、議案第53号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長(小谷いず美) 議案第53号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ566万円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ10億8,327万7,000円とするものです。

歳出につきましては、42ページをごらんください。

4月の人事異動に伴う人件費の調整を行っております。

歳入につきましては、41ページをごらんください。

一般会計の繰入金、繰越金で調整しております。

以上です。

○議長(酒本敏興) 少し休憩します。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 0時02分

○議長(酒本敏興) 再開します。

説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

それでは、暫時休憩をいたします。再開は13時、午後1時ということにさせていただきます。お願いします。

休 憩 午後 0時03分

再 開 午後 1時00分

○議長(酒本敏興) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第12、議案第54号 平成29年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長(藤森啓次) 失礼します。それでは、補正予算書45ページでございます。

議案第54号 平成29年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。

歳入歳出の総額をそれぞれ212万6,000円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれの総額を1,198万5,000円としております。

それでは、歳出の説明をさせていただきます。51ページをごらんください。

歳出におきましては、工事請負費として鳥取県発注の国道373号線の橋のかけかえ工事に伴う、支障水道管の移転工事費を計上しております。

この財源につきましては、今度は50ページでございますけども、歳入で先ほどの工事に係ります費用分を使用料並びに工事負担金を計上しております。

以上であります。

○議長(酒本敏興) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第55号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計補正

予算（第1号）の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 失礼します。補正予算書52ページをごらんください。

議案第55号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ48万5,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,559万3,000円とします。

歳出につきましては、58ページをごらんください。

人事異動によります調整と、智頭浄化センターの消防施設点検委託に係ります経費を追加措置しております。

財源につきましては、繰入金で賄っております。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第56号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） それでは、補正予算書60ページをごらんください。

議案第56号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ94万8,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,785万5,000円といたします。

歳出につきましては、66ページをごらんください。

人事異動によります調整と、南因浄化センターの消防施設点検委託に係る経費を追加措置しております。

財源につきましては、繰入金で賄っております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第57号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書68ページをごらんください。

議案第57号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ555万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,220万6,000円とします。

歳出につきましては74ページをごらんください。

人事異動に伴う人件費の調整を行っております。

歳入につきましては73ページをごらんください。

繰入金により調整を行っております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第58号 平成29年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼いたします。予算書1ページをごらんください。

議案第58号 平成29年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

収益的支出の予定額を314万1,000円増額いたしまして、8,235万3,

000円にしております。

それでは、支出の説明をさせていただきます。3ページをごらんください。

共済組合掛け率の変更に伴う法定福利費の増額、並びに水道法改正に伴う水道施設台帳の義務化に対処するための資産調査評価業務委託費用、並びに有収率向上のための漏水調査委託費用を計上しております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第59号 早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書の36ページをごらんください。

議案第59号 早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正についてでございます。

37ページに記載しておりますとおり、鳥取県町村職員退職手当組合が鳥取県町村総合事務組合に名称変更となりまして、組合の関係条例名が改正されたことに伴いまして、あわせましての条文の整備を行うものでございます。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第60号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 38ページでございます。

議案第60号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正についてでございますが、これにつきましては先ほどの議案第59号と同様に、鳥取県町村職員退職手当組合が鳥取県町村総合事務組合に名称変更となったことに伴いましての、条文の整備を行うものでございます。

以上です。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第61号 智頭町消防団条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 失礼します。

議案第61号、40ページでございます。智頭町消防団条例の一部改正についてでございますが、これも鳥取県市町村消防災害補償組合が解散しまして、その事務を鳥取県町村総合事務組合が継承を行いました。その関係で組合の関係する条例が整備されたことに伴いまして、本町の条例も整備を行うものでございます。

以上です。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時09分

再 開 午後 1時10分

（江口税務住民課長 退席）

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、議案第62号 智頭町固定資産評価員の選任についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 42ページでございます。

議案第62号 智頭町固定資産評価員の選任につきましてでございますが、本年4月1日の人事異動に伴い、後任の税務住民課長、江口礼子を評価委員に選任することにつきまして、地方税法の規定により同意を求めるものでございます。

同意を求める者、鳥取県八頭郡智頭町大字大屋307番地、江口礼子。昭和37年5月25日生まれ。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時11分

再 開 午後 1時11分

（江口税務住民課長 復席）

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21、議案第63号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） それでは43ページをごらんください。

議案第63号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

住所、鳥取県八頭郡智頭町大字穂見120番地、坂本芳子。生年月日、昭和24年6月10日であります。

固定資産評価委員の任期が平成29年8月29日で任期満了となるため、引き続き同氏を選任したいので本議会の同意を求めるものです。

以上です。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

日程第22、議案第64号 智頭町農業委員会委員の任命についてから、日程第35、議案第77号 智頭町農業委員会委員の任命についてまでの14議案を一括して補足説明を求めます。

なお、個別議案について質疑があるときは、議案番号をお示しの上、質疑をお願いいたします。

米本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(米本勝彦) それでは、議案書44ページをごらんください。

議案第64号から77号について説明いたします。

これは、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの、3年間の任期の農業委員の任命について同意を求めるものです。

農業委員会等に関する法律によりますと、今回の法の改正によりまして、農業委員の過半数を認定農業者等が占めることとなっておりますが、本町におきましては認定農業者の人数が農業委員の定数の8倍を下回る団体となりますので、議会の同意を得ることと該当しないこととなります。なお、今回の任命におきまして、本町の農業委員会においては過半数を満たしませんので、それにつきましてもあわせてご了解をお願いいたします。

それでは、議案書につきまして説明いたします。

議案第64号 市瀬1224番地、植木克茂氏。昭和19年11月15日生まれ。

議案第65号 芦津159番地3、小宮山晃次氏。昭和35年8月22日生まれ。

議案第66号 慶所253番地、池本英夫氏。昭和27年8月18日生まれ。

議案第67号 智頭94番地、國岡美保子氏。昭和39年8月21日生まれ。

議案第68号 中原169番地、葉狩健一氏。昭和25年8月16日生まれ。

議案第69号 埴師473番地、小林功氏。昭和15年12月24日生まれ。

議案第70号 山根298番地、山中眞守氏。昭和15年6月1日生まれ。

議案第71号 中原316番地、中澤一博氏。昭和25年4月22日生まれ。

議案第72号 西野639番地、春摘要氏。昭和32年6月2日生まれ。

議案第73号 宇波488番地、寺坂富雄氏。昭和23年3月12日生まれ。

議案第74号 新見659番地1、藤原康生氏。昭和61年1月18日生まれ。

議案第75号 河津原147番地、小川啓介氏。昭和29年2月20日生まれ。

議案第76号 奥本155番地1、竹下るみ子氏。昭和22年10月1日生まれ。

議案第77号 大屋308番地、福安健氏。昭和30年11月16日生まれ。

以上、議案第64号から議案第77号の14議案につきましての説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第36、議案第78号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書58ページをごらんください。

議案第78号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について。

智頭町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

59ページから60ページについては、産業の振興の中において観光協会充実発展事業が掲載されていなかったことからの追加となります。

61ページから62ページの交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進については、ゆめが丘内和田平3号、4号線の改良を追加しております。さらに、道路照明新設及び修繕を追加しております。

63ページから64ページに関しまして、その他地域の活性化に必要な事項として、ゲストハウスの建設事業と地域活性化基金積立金を追加しております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 60ページの観光協会充実発展事業を新規に加えたんで

すが、観光協会は今法人化されて、人格を持った法人ということで町と独立しているというような私はそういう感じをしているんですが、そういったところに町がこういう事業で加えるということがちょっと。これまでは、町が直接やる事業なんで、いいのかなという感じがしてるんですが、ここの観光協会という、法人化されたものを過疎計に載せた背景といたしますか、理由的なものはどんなものなんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 観光協会充実促進事業においては、過疎計画に掲載漏れをしていたので、今回追加で掲載するものです。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 私が聞いているのは、観光協会是一種の独立した組織ですね、町から離れた、法人化された。そういったものが、過疎計というのは、町が主体となってやるべき事業だというぐあいに認識しているんですが、そこら辺で町の外郭団体をこういうものに上げてするという、そこら辺の背景、意図的なものがちょっとよく理解できないので、その辺をもう少し詳しく説明していただけますか。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 観光協会の充実発展事業の中身は、観光協会職員の人件費及びイベントに伴う一部経費の補助となっておりますので、法人化されたといってもまだ軌道に乗っていない状況であるものですから、継続して補助金を出すということで理解していただきたいと思います。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 今の説明では、法人化しているけども自立してない、町から人件費等を出しているのではという話ですが、これがいずれ自立したら、これからは削除されるというような方向になるのか、そこら辺はどうですか。

○議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 観光協会の事業としましては、公益性が非常に高いというふうに認識しておりますので、継続できるうちは継続したいというふうに考えてます。

○議長（酒本敏興） そのほかありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○ 8 番（岸本眞一郎） 6 4 ページのゲストハウス建設事業を町が新規に加えているんですが、これまでの説明では地区の集会所、公民館を活用してというような、そういう認識だったんですが、ここの建設事業というイメージというのはどのようなもの。新規に新しく、新築でこういうのを建てるというのを想定してるということでしょうか。

○ 議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○ 企画課長（酒本和昌） 新規でというわけではなくて、古民家、空き家等を活用してゲストハウスを整備したいというふうに考えております。

○ 議長（酒本敏興） 8 番、岸本眞一郎議員。

○ 8 番（岸本眞一郎） では表現的には建設事業と書かれているが、実態的にはそういう公民館とか空き家を改修して既存のものを活用して整備するという、そういう理解でよろしいですか。

○ 議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○ 企画課長（酒本和昌） 空き家と古民家を活用するという認識です。

○ 議長（酒本敏興） 8 番、岸本眞一郎議員。

○ 8 番（岸本眞一郎） だから、そういう既存のものを活用するんで、これが新規に新築で建てるというようなものではないという、そういう認識でよろしいですかという。

○ 議長（酒本敏興） 酒本企画課長。

○ 企画課長（酒本和昌） 新築で建てるものではございません。

○ 議長（酒本敏興） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第 3 7、議案第 7 9 号 物品購入契約の締結についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○ 総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書の 6 5 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 7 9 号 物品購入契約の締結についてでございます。

これは、新たに購入する消防ポンプ自動車の購入金額が地方自治法に規定する額以上であるために、本議会の議決を求める物品でございます。

物品名、消防ポンプ自動車CD—1型。数量、1台。契約金額、2,424万6,000円。契約の相手方、鳥取市古海356番地1。株式会社吉谷機械製作所、取締役社長、吉谷典雄。契約の方法、指名競争入札。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 指名競争入札となってるけど、何社くらい。

○議長（酒本敏興） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 県内に本支店を置く3社でございます。

○議長（酒本敏興） よろしいですか。

そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第38、議案第80号 損害賠償請求事件に係る和解についての補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、議案66ページをごらんください。

議案第80号 損害賠償請求事件に係る和解について。

これは、平成27年9月に発生しました中学校運動会での綱引き事故につきまして、地方自治法の規定により議決を求めるものでございます。

和解の相手方、智頭町大字大内5番地12、植木一都氏。和解の要旨、解決金70万円を支払うものでございます。

事故の概要です。事故発生日、平成27年9月5日。事故発生場所、智頭中学校グラウンド。事故の状況です。中学校運動会PTA学年対抗綱引きで、1年生保護者と3年生保護者の対戦中、綱が切れその反動で何人かが転倒し、該当者が他の人の下敷きになり、左足首を骨折したものであります。

和解の理由、鳥取中央裁判所から和解勧告の通知があり、これに応じようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

日程第39、報告第1号 平成28年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書
についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長(矢部 整) 別に配付しております繰越計算書のほうをごらんいた
だきたいと思います。

報告第1号 平成28年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてで
ございます。

これは、3月の定例会においてそれぞれの繰越費目における限度額を議決いた
だきましたが、起債しております地方創生推進事業ほか、全12事業につきまし
て繰越を行いましたので、その繰越額とそれに伴います財源の内訳が確定しまし
たので、地方自治法に基づきまして報告するものでございます。

以上であります。

○議長(酒本敏興) 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

日程第40、報告第2号 平成28年度智頭町病院事業会計予算繰越計算書に
ついての補足説明を求めます。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長(寺谷和幸) 失礼します。

報告第2号 平成28年度智頭町病院事業会計予算繰越計算書についてです。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成28年度智頭町病院事業会
計予算繰越計算書を次のとおり、本議会に報告するものでございます。

はぐっていただいて2ページのところにありますけども、蒸気ボイラーの更新
を28年度計画しておったわけですけども、このボイラーの設置場所の搬入口が
狭いため、それを拡張する工事が生じたためこれを繰越するものでございます。

以上で終わります。

○議長(酒本敏興) 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

日程第41、報告第3号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。

矢部地域整備課長。

○地域整備課長(矢部久美子) 67ページ、報告第3号 法人の経営状況についてでございます。

これは、4月26日に監査を受け、5月9日の理事会で承認を得ました、智頭町土地開発公社の決算について報告するものでございます。

お手元の別冊智頭町土地開発公社財務諸表、1ページの決算報告書をごらんください。

まず、収益的収支につきまして、収入の決算額12万2,559円、内訳は備考欄に記載しておりますとおり、駐車場用地の貸し付けと預金利息でございます。

次に、支出の決算額が2万5,700円、内訳は法人税2万1,000円と固定資産税4,700円です。

不用額の1万5,300円は先行取得または売却の事業がなかったために、通信費や消耗品の予算執行が必要なかったことによるものです。

続きまして、資本的収支でございます。収入の決算額、1億1,000万円、これは借入金ですが、明細を7ページに添付しております。

次に、支出の決算額が1億1,055万8,890円、これは借入利息と償還金でございます。

次に、5ページの財産目録をごらんください。

資産総額は1億2,233万4,074円、負債総額は1億1,000万円、差し引き正味財産が1,233万4,074円で、現預金の管理預入先は6ページの明細のとおりとなっております。なお、貸借対照表、キャッシュフロー計算書等、関連する資料を添付しておりますので、そちらもごらんください。

以上で報告第3号についての説明を終わります。

○議長(酒本敏興) 説明は終わりました。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

日程第42、報告第4号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、議案68ページ。

報告第4号 法人の経営状況についてでございます。

お配りしております、平成28年度一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団の決算報告書をお開きいただきたいと思います。

今月6日に評議委員会を開催し、承認を得ました事業報告及び平成28年度の決算状況につきまして報告するものでございます。

まず資料1ページから5ページまでが、平成28年度に開催しました事業報告でございます。

1ページにおきましては、(1)の文化美術品展示事業を開催しております。また、1ページから2ページにおきましては、(2)の文化施設交流事業を展開しており、その内訳を掲載しております。2ページから3ページにおきましては(3)の観光振興事業、国際交流事業の内訳を明記しております。(4)の文化財保護啓発事業は、3ページから4ページにわたって掲載をしております。同じく、4ページの(5)の石谷家住宅管理運営事業について5ページにわたって、その状況を記しております。

続きまして、6ページから最終ページまでが、平成28年度の決算の内容でございます。

お手元の決算報告書の6ページの収支決算書と、7ページの前年度決算の比較をA3版に拡大したものを別途お配りしておりますので、7ページで平成28年度の決算に関する報告をさせていただきます。

まず、一般正味財産増減の部の「1経常収益」でございますが、4段目の基本財産受取利息であります。決算額4,154円であります。次に、智頭町受託収入であります。982万円、これが指定管理料でございます。次に、入館収入であります。1,001万3,990円、入館者、2万4,580人分であります。

続きまして、イベント収入といたしまして80万5,030円、これは庭園公開の収入であります。喫茶、物販収入が518万586円でございます。そのほか、県補助金、町補助金、さらに雑収入等であります。

経常収益の合計といたしまして、2,688万6,741円となります。

続きまして、「2経常費用」でございますが、6ページでは事業費と管理費に

わかれておりますが、7ページでは合算しております。

主なものとしたしましては、人件費に係ります給料手当から臨時雇用賃金、福利厚生費までが人件費でございます。また、維持管理に用います光熱費、燃料費、及び租税公課、食糧費、交際費などについて支出の内訳を記しております。

経常費用の合計といたしまして、2,841万8,378円となります。

続きまして、2としております経常外増減の部をごらんいただきたいと思います。

平成28年度におきましては、当期一般正味財産の増減の欄でございますけれども、マイナス153万1,637円となっております。また、下から5段目、指定正味財産の増減の部でありますけれども、期中残高、期末残高ともに数字は動いておりません。これは、積み立てております立ち上げからの支出金でございます。資本金に当たるものでございます。

正味財産期末残高といたしましては、3,039万4,451円となります。これが平成29年度への繰越する金額となるものであります。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

ご質疑はありますか。

1番、河村仁志議員。

○1番（河村仁志） 今説明を受けました石谷家住宅運営の件ですけれども、資料の10ページのほうになりますけれども、これでいきますと当期一般正味財産増減額のところが28年度が153万1,637円で、その前が165万9,266円ということで、毎年入館者も減ってますし、金額も減っています。これはどのようにお考えでしょうか。

○議長（酒本敏興） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 平成28年度の決算につきまして、入館者の減少が続いております。平成27年からバス運賃の改定がありまして、主に団体客の減少が続いております。特に、香川県を除く四国、関西地方がそのバス運賃の距離に該当するようでありまして、入館者がそのところで減少しております。

また、平成28年度には10月に発生しました鳥取県の中部地震、またことし1月2月の大雪等の影響で入館者が減っております。

今後の対策ですが、観光協会と協力をしながら旅行会社などに営業をかけてい

く予定にしております。また、観光連盟が主催する会にも出向いてPRを行っていきたいと考えております。

○議長（酒本敏興） 1番、河村仁志議員。

○1番（河村仁志） ありがとうございます。細かいことはまた委員会のほうで聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 今の河村議員の質問と関連して、この2の一般正味財産の期末残高が今年度は429万だということで、資本金は2,600万あるんですが、これは取り崩せないと思うので、ここら辺の本当に収入が減ったときに運用といいますか、非常に窮屈になるのではないかなという気がするんですが、そこら辺の懸念はないんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 先ほども入館者が減ってきているということで、ご指摘をいただいております。28年度もその対策としまして入館者増を図る対策をしてきておりますが、そのほか経費の節減等も実施をしております。給与では賞与を4月分から3月分にしておりますし、臨時職員1名減として4名から3名として運営をしております。そのような対策をしながら、今後も健全な運営ができるように対策を考えてまいりたいと思います。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） そういう経営努力をしながら、なおかつ今年度で153万を經常利益が減ってきたという現状があるので、一番最後の17ページの入館者数の推移を見てもみますと、26年度では3万2,599あったものが、27年度では2万7,000、そして28年度で2万4,000というぐあいには右肩下がりになっている中で、正味財産として使える、フリーになるお金が現状では430万ばかりだということで、非常にタイトな経営になってくるのではないかなということで、もうこれからは増資みたいなことはできないんですかね。

そこら辺はどうでしょう。

○議長（酒本敏興） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 現在のところ増資としましては考えてはおりません。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

日程第43. 陳情について

○議長(酒本敏興) 日程第43、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情等はお手元に配付しております。陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告をいたします。

お諮りします。

各委員会審査等のため、6月10日から6月14日までの5日間を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって、6月10日から6月14日までの5日間を休会とすることに決定しました。

6月9日は本会議を開き、一般質問を行います。

また、休会中は各委員会等を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

6月15日は本会議を開きます。委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 1時42分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成29年6月8日

智頭町議会議長 酒 本 敏 興

智頭町議会議員 河 村 仁 志

智頭町議会議員 高 橋 達 也